

軽費老人ホーム 茂ホーム

重要事項説明書

社会福祉法人 長寿村

『軽費老人ホーム 茂ホーム』

重要事項説明書

1 施設経営法人

事業者の名称	社会福祉法人 長寿村
法人所在地	東京都足立区入谷九丁目15番18号
代表者氏名	理事長 神成 裕介
電話番号	03-3855-6363

2 ご利用施設

施設の名称	軽費老人ホーム 茂ホーム
施設の所在地	東京都足立区谷中1丁目17番7号
運営方針	茂ホームは、居宅における生活への復帰が可能な場合には復帰を念頭におき、その他の場合には、生活の場として老人の特性に配慮した住みよい居住を提供し、利用者の自主性を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを基本方針とします。
管理者	杉山 詳子
T E L	03-3620-5188
F A X	03-3620-5228
開設年月日	平成23年 4月 1日

3 施設の概要

建 物	構 造	RC造 地上5階建	
	延べ床面積	3834.47㎡ (茂ホーム専用 425.85㎡)	
	利用定員	12 名	
居 室	居室の種類	室 数	居 室 面 積
	1 人 部 屋	12 室	12.8㎡
備 考	共 用 部	食堂、トイレ、浴室等	

☆居室の変更：入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設がその可否を決定します。又、入居者の心身の状況により居を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族等と協議のうえ決定

するものとします。

4 職員の配置状況

当施設では、入居者に対してサービスを提供するための体制として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- | | |
|---------|------------------------|
| ① 管理者 | 1 名 |
| ② 事務員 | (1 名 グループリビングあやせ事務員兼務) |
| ③ 生活相談員 | 1 名 |
| ④ 介護職員 | 1 名以上 |

＜配置職員の職種＞

- ① 管理者：専門性及びチームワークの確保、サービス実施について総合的な指揮、監督を行い施設の業務の統括を行います。
- ② 事務員：施設会計、財産管理、庶務等の事務を行います。
- ③ 生活相談員：入居者の日常生活上に必要な生活指導・相談・支援等を行います。
- ④ 介護職員：入居者の日常生活上のサポートを行います。また健康保持の為に相談・助言等を行います。

5 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	日勤：9：00～18：00
生活相談員	日勤：9：00～18：00
介 護 職 員	日勤：9：00～18：00

☆夜間対応：宿直職員が対応いたします。

6 提供するサービス

種 類	内 容		
相談及び援助	当施設は、入居者及びそのご家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行なうよう努めます。		
食 事	栄養士の立てる献立により、栄養バランスに配慮した食事を提供します。 自立支援のため離床して食堂で食事をとって頂く事を原則とし、入居者の体質等により、必要な限り食材や提供方法の変更を行います。下記時間内で食事を摂取して下さい。 (食事時間) 朝食 8：00～ 9：00 昼食 12：00～ 13：00 夕食 17：50～ 18：50		

緊急時の対応	入居者の緊急時等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 職員は、入居者から緊急の対応要請があった場合には、速やかに適切な対応を行います。 非常通報装置や、全館一斉放送設備を活用し、緊急の連絡を速やかに行います。
入 浴	月曜～日曜日 10：00 ～ 12：00 13：00 ～ 18：00 上記の時間帯に入浴できます。
介護保険サービス等の利用	日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、介護保険サービス利用ができます。 入居者が適切なサービスを受けることができるように必要な援助を行います。
保 健 衛 生	入居者の健康の保持、疾病予防のため、定期的な健康診断を受ける機会を提供し、その記録を保存する等、日常における健康管理に配慮します。 入居者に対して、随時保健衛生知識の普及・指導を行います。
利用者の活動への協力	施設での生活が健康で明るいものとなるように必要に応じ、入居者が自主的に趣味・教養娯楽・交流行事を行う場合には、必要に応じ協力します。

7 茂ホーム利用料金

(1) 利用料金につきましては利用契約書（別紙）をご参照下さい。

(2) 利用料金のお支払い方法

当施設での料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し毎月15日までに請求書を送付します。毎月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 現金

イ. 口座振替（振替予定日は毎月27日）

ウ. 指定銀行口座への口座振込

（振込手数料はご利用者様負担となります。）

振込先金融機関：東日本銀行 舎人支店

口座番号：普通 308254

名称：社会福祉法人 長寿村 茂ホーム

理事長 神成 裕介

8 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において訪問診療等を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務付けるものでもありません。

協力医療機関

医療機関名称	足立東部病院
診療科	内科
医療機関名称	フォレストデンタルクリニックあやせ
診療科	歯科

9 入院期間中の対応

利用者に入院の必要が生じ、医師の診断により明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、利用者又は家族の希望等を勘案し、必要に応じ適切な対応を図るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるように対応します。

10 茂ホーム及び設備の使用上の注意

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、茂ホーム及び設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。なお、居室内の模様替え等を行う際は、あらかじめ書面にて内容を届け出て、事業者の承認を得る必要があります。

11 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設におけるご相談や苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けします。

※苦情の申し出は、入居者の権利を擁護し、サービスを適切に利用するためのものであり、申し出を行ったことで不利益を被ることはありません。

- 苦情受付窓口 軽費老人ホーム 茂ホーム 1F 管理人室
- 電話番号 03-3620-5188
- 苦情解決責任者 田中 直子

また、法人本部に直接苦情を申し出ることもできます。

- 苦情受付窓口 社会福祉法人 長寿村法人事務局
- 電話番号 03-3855-6363

○ 苦情解決責任者 神成 大介

(2) 足立区での苦情・相談受付

当施設以外に、足立区でも苦情や相談を受け付けています。

○ 苦情・相談受付窓口 足立区高齢者施策推進室
高齢者地域包括ケア推進課施係

○ 電話番号 03-3880-5498

1 2 個人情報の保護について

以下に定める条件のとおり、私及び家族は、社会福祉法人長寿村が、私及び家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で所得、使用及び介護サービス事業者等に提供することに同意します。

(1) 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 利用目的

- ① 介護サービス計画等を作成するため
- ② サービス担当者会議での情報提供、介護サービス計画作成担当者に対する照会（依頼）のため
- ③ 医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- ④ 健康状態の急な変化など主治医の意見を求める必要のある場合
- ⑤ 事業者内外の支援方法の検討会議のため
- ⑥ 適切な介護サービスを提供する上で、必要不可欠な場合
- ⑦ 緊急を要する時の連絡等の場合
- ⑧ 上記の各号に関わらず、公表している「利用目的」の範囲内

(3) 使用条件

個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。

1 3 サービス提供における事業者の義務

当施設では、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、入居者又は保証人の請求に応じて開示します。
- ③ 入居者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

14 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

15 サービス利用をやめる場合

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

- ①入居者が死亡した場合
- ②居宅介護サービスを利用してもなお常時介護を必要とし、茂ホームでの生活が著しく困難になった時又は日常的に医療行為を要する場合
- ③入院後入院期間が90日を超える、又は超えると判断される場合
- ④事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ⑤施設の滅失や重大な損害により、入居者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑥入居者から解約又は解約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（１） 入居者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、30日以上予告期間をもって事業者へ解約通知届を提出することにより解約することができます。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業者若しくはサービス事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ③事業者若しくはサービス事業者が守秘義務に違反した場合
- ④事業者若しくはサービス事業者や他の入居者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合（ハラスメント行為^{※1}を含む）
- ⑤事業者若しくはサービス事業者が
- ⑥他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２） 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①入居者が、契約締結にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ②入居者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上未納のとき、また利用料の支払いを2ヶ月以上遅延し、催告を行ったにもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合（ハラスメント行為^{※1}を含む）

（3） 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

※1 ハラスメント行為 （具体例）

- ・ 暴力又は乱暴な言動： 物を投げつける、刃物を向ける、襟首をつかむ、手を払いのける、怒鳴る、奇声・大声を発する など
- ・ セクシュアルハラスメント： 体を触る・触らせる、手を握る、腕を引っ張り抱きよせる、ヌード写真を見せる、性的（卑猥な）発言、などの相手が不快に感じる性的行為・発言
- ・ その他： ストーカー行為、土下座の強要、事業者若しくはサービス事業者等に自宅の住所や電話番号を何度も聞く、など

令和 年 月 日

当事業利用開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

【事 業 者】

住 所 : 東京都足立区入谷九丁目15番18号

名 称 : 社会福祉法人 長寿村

代 表 者 : 理事長 神成 裕介 印

【事 業 所】

住 所 : 東京都足立区谷中1丁目17番7号

名 称 : 社会福祉法人 長寿村

軽費老人ホーム 茂ホーム

説 明 者 : 印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、軽費老人ホーム 茂ホーム の利用開始に同意しました。

【契 約 者】

住 所 :

氏 名 : 印

【保 証 人①】

住 所 :

氏 名 : 印

続 柄 :

【保 証 人②】

住 所 :

氏 名 : 印

続 柄 :